

可児市観光推進方針指導支援業務仕様書

1 委託業務名

可児市観光推進方針指導支援業務

2 委託期間

契約締結日～令和9年3月31日（水）

3 事業目的

本事業は、専門的な知見や経験を有する事業者の助言及び企画を活用し、本市固有の観光資源の潜在能力を最大限に引き出す戦略を策定することで、観光客の滞在時間延長と消費額増加を実現し、地域経済の持続的な活性化と、国内外における地域観光ブランドの確立を目的とする。

4 業務内容

（1）定例ミーティングの実施

日程：令和8年4月（契約締結日）～令和9年3月31日（水）

週2回程度で来庁し、施設の現状分析や事業計画の策定、観光事業の企画について専門家としてアドバイスを行う。

（2）委託者からの質問等に対するメールによる回答

日程：令和8年4月（契約締結日）～令和9年3月31日（水）

回数：1月あたり平均2回程度を想定

委託者からの質問などをメールによりアドバイスを行う。

（3）現地視察の実施

日程：令和8年4月（契約締結日）～令和9年3月31日（水）

定例ミーティングの範囲で実施し、市内の施設に訪れて現状の把握や分析し改善を行う。

（4）市内事業者との交渉

日程：令和8年4月（契約締結日）～令和9年3月31日（水）

定例ミーティングの中で実施し、観光商品の造成に関する市内事業者と交渉を行う。

（5）旅行事業者との交渉

日程：令和8年4月（契約締結日）～令和9年3月31日（水）

4回程度を想定し東京、大阪、名古屋など都市圏へ同行し旅行事業者との交渉を行う。

(6) 事業実績に係る報告書の作成

日程：令和8年4月（契約締結日）～令和9年3月31日（水）

回数：月1回、計12回

定例ミーティング及びメールによる相談についての月次報告書の作成、指針等の策定を含めた最終報告書の作成を行う。

5 報告書

報告書、提出期限及び納付場所は次のとおりとする。

(1) 報告書

業務委託（部分完了）届

(2) 提出期限

翌月15日まで

※3月分については3月31日まで

(3) 提出場所

可児市役所観光課（可児市広見一丁目1番地）

6 暴力団等による不当介入に関する特記仕様書

受注者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報するとともに、可児市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年可児市訓令甲第47号）に定める様式第9号により可児市に報告しなければならない。なお、通報・報告がない場合は、可児市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。

(2) 受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務等を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

7 その他

(1) 事業者は、業務の遂行にあたっては、個人情報保護法、地方自治法、可児市情

報公開条例等、その他の法令を遵守し業務を行い、業務遂行に当たり個人情報を取り扱う場合には、その取り扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (2) 事業者は、業務の遂行を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。委託期間が終了した後も同様とする。
- (3) この契約にかかる会計関係書類は、業務完了後5年間保存すること。
- (4) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (5) 成果物の著作権は委託者に帰属するものとする。
- (6) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、委託者の検査後に支払うものとする。
- (7) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、その指示に従うこと。
- (8) 委託者は、必要に応じ、受託者を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (9) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。
- (10) 業務の遂行において、本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は委託者と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。また、作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに両者協議の上、対処するものとする。
- (11) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委託者と協議して実施するものとする。